

瀬戸内・松山地域 修学旅行誘致促進事業助成金交付要領

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 瀬戸内・松山ツーリズム推進会議（以下「瀬戸ツー」という。）は、松山市内のホテル及び旅館等（以下「宿泊施設」という。）に宿泊する修学旅行の催行者に対し、予算の範囲内において、修学旅行誘致促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により登録を受けている旅行者とする。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校等（以下「学校」という。）の学校行事として行われる修学旅行等において、来訪のうえ松山市に宿泊をともなうもの又は松山市及び広島市・呉市・廿日市市（以下「広島地域」という。）に宿泊を伴う教育旅行商品とする。

(助成金額)

第4条 助成金は、1つの修学旅行の参加者の実績に応じて助成金の基本額（別表1）により算出した額とする。

2 前条に規定する要件を満たし、かつ、前項で算出した額に次の各号に定める加算額（別表2～4）を加算した額とする。

(1) 瀬戸内海汽船株式会社若しくは石崎汽船株式会社が運行する広島(宇品港)－呉(呉港)－松山(松山観光港)航路、広島地域－松山(観光港・大浦港)のチャーター船利用又は西日本旅客鉄道株式会社若しくは四国旅客鉄道株式会社の運行する鉄道路線を組み込んだもの（別表2）

(2) 近隣県（愛媛県を含む四国四県及び中国五県、沖縄県を除く九州七県）を出発するもの（別表3）

(3) 瀬戸ツーの指定する体験メニューを組み込んだもの（別表4）

3 助成金は予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面による申請があった順に審査し、助成金を決定する。）。ただし、申請時点で予算に達していた場合でも申請受付は行い、相当の理由により予算の範囲に変更が生じ交付可能となった場合、受付順に審査し、助成金を決定する。

(助成金対象期間)

第5条 助成金対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし、出発日を

基準に決定する。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金の対象となる修学旅行の実施日（出発日）30日前までに、瀬戸ツ一会長（以下「会長」という。）に、次の各号に定める書類を各1部提出し、助成金交付申請を行わなければならない。

- (1) 修学旅行誘致促進事業助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 計画時点の修学旅行日程表
- (3) 宿泊先の利用が確認できる書類
- (4) その他会長が必要と認める書類

(書類審査及び交付決定の通知)

第7条 助成金交付の適正を期するため、会長は、前条の規定による申請の内容について審査し、助成金交付の適否について、助成金交付決定通知書（様式第2号）で通知するものとする。

- 2 申請書の受付は修学旅行の実施日（出発日）ではなく、助成金交付決定通知書の交付順とする。

(助成事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象者は、助成金の交付決定を受けた事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ助成事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

- 2 会長は前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成事業変更（中止）承認書（様式第4号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第9条 第7条に規定する助成金交付に関する通知により、助成対象者は、催行後30日以内に、次の各号に定める書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 修学旅行実績報告書（様式第5号）
- (2) 修学旅行日程表
- (3) 宿泊先の利用が確認できる書類
- (4) その他会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び通知)

第10条 会長は前条に規定する書類の提出を受けた後、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確

定し、助成金交付確定通知書（様式第6号）により、助成事業者に通知するものとする。

- 2 第8条の規定により、助成金の交付額に増額を伴う変更があり、かつ、変更承認申請を行わずその承認を受けていないものは、交付決定通知書により通知した交付額を、助成金の額として確定する。

（助成金の交付・請求）

第11条 前条の規定により、助成額の確定通知を受けた助成対象者は、請求書を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するよう努めるものとする。

（助成金の交付決定の取り消し）

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）助成対象者が、虚偽その他不正な手段により助成金を受領した場合。
- （2）助成対象者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。
- （3）助成対象者が、修学旅行実施後30日以内に、実施報告書を提出しない場合。
- （4）その他会長が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 会長は、第1項の場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（助成金の経理）

第13条 助成対象者は、当該事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（補 則）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

（附 則）

- 1 この要領は、令和2年6月1日から施行する。

（改正期日）

- 1 令和3年4月1日改正。
- 2 令和4年4月1日改正。

別表1 助成金の基本額

対象事業	児童・生徒 1人あたりの基準額	適用される 最大人数	1事業の上限額
松山市に宿泊を伴うもの	600円	200名	120,000円
松山市と広島地域（広島市、呉市、廿日市市）の宿泊を伴うもの	800円	200名	160,000円

別表2 航路またはJR路線利用加算額

対象事業	1校あたりの加算額
広島（宇品港）－呉（呉港）－松山（松山観光港）航路（石崎汽船株式会社、瀬戸内海汽船株式会社が運行するクルーズフェリー、スーパージェット）又は、広島地域－松山（松山観光港・大浦港）のチャーター船利用若しくは、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社の運行する鉄道路線を利用した行程	10,000円

別表3 近隣県加算額

対象地域	1校あたりの加算額
愛媛県、香川県、徳島県、高知県	10,000円
広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、長崎県、佐賀県、福岡県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	20,000円

別表4 松山体験プログラム加算額

対象事業	1校あたりの加算額
松山市内で実施する、中島体験、ロゲイニング体験、吟行体験、竹工芸制作体験、考古館体験他	10,000円